

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

神崎市が確認書(または申請書)を
受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

神崎市から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
方(世帯)へ確認書を送付します。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年2月10日(木)
～令和4年9月30日(金)

申請時点で神崎市に住民登録がある場合は
下記に申請してください。

【申請書提出先】神崎市役所 税務課
" 政策推進課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から神崎市にお住まいの場合

- 対象となる世帯（生活保護受給世帯含む）には、神崎市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、神崎市に**返信してください**。（返信用封筒同封）

【確認事項】

（発行日から3ヶ月以内）

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※子（課税）に扶養されている両親（非課税）のみの世帯や親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯等は支給対象外となります。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
(提出先：神崎市役所税務課または政策推進課)
- 市役所（政策推進課・福祉課・社会福祉協議会等）に準備してある申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに上記提出先に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、神崎市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145



受付時間 9:00~20:00（土日祝を除く）

※神崎市 お問い合わせ先
(給付に関すること)

神崎市 政策推進課

0952-37-0153

受付時間 8:30~17:15（土日祝を除く）